

評議員、役員、名誉会長及び顧問 に対する 報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は 公益財団法人愛知県老人クラブ連合会(以下「この法人」という)の定款第 15 条、第 31 条及び第 42 条の規定に基づき、評議員、役員、名誉会長及び顧問の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)評議員とは、定款第 13 条に基づき置かれた者をいう。
- (2)役員とは、定款第 26 条に基づき置かれた理事及び監事をいう。
- (3)名誉会長及び顧問とは、定款第 42 条に基づき置かれた者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、定款第 15 条、第 31 条及び第 42 条の規定に基づき、評議員、役員、名誉会長及び顧問に対する報酬等は支給しないものとする。

(費用)

第 4 条 この法人は、評議員、役員、名誉会長及び顧問がその職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費については、愛知県の「職員等の旅費に関する条例」の例により支払うものとする。

(公表)

第 5 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人愛知県老人クラブ連合会の設立の登記の日から施行する。